

飯山市犯罪被害者等支援金及び助成金の概要

犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族や、重傷病を負った犯罪被害者の方に支援金を支給し、経済的負担の軽減を図ります。

犯罪行為とは

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為をいう。

犯罪被害者とは

犯罪行為により被害を受けた者をいう

① 支援金について

遺族
支援金

30万円

支給対象者

犯罪行為により死亡した犯罪被害者の第1順位遺族であって、当該犯罪行為が行われた時点において市民であったもの。ただし、既に重傷病支援金の支給を受けた者が、当該重傷病支援金の受給に係る犯罪行為に起因して死亡した場合にあっては20万円

支給を受けられる範囲と順位

順位

①配偶者

※婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。

被害者の収入で生活していた

②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹

上記に該当しない

⑦子 ⑧父母 ⑨孫 ⑩祖父母 ⑪兄弟姉妹

重傷病
支援金

10万円

支給対象者

犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪行為が行われた時点において市民であったもの

「重傷病」とは

次の①または②どちらかに該当すること
①負傷又は疾病に係る身体の被害の場合

(1)療養に要する期間が1か月以上で、かつ、3日以上入院を要すること
(2)医師による診断がされていること

②精神疾患の場合

(1)療養に要する期間が1か月以上で、かつ、3日以上労務に服することができない程度であること
(2)医師による診断がされていること

② 日常生活支援助成金について

家事、育児 介護支援

上限5,000円/時間
(上限72時間/年度)

①家事援助
調理、衣類の洗濯、住居の清
掃、生活必需品の買物など

②育児援助
保育園、幼稚園等の送迎、
家庭での育児など

③介護援助
介護が必要な人の見守り、
食事介助、排せつ介助など

配食支援

上限1人1,000円/日
(上限30日)

一時保育支援

上限2,200円/日
(上限20回)

カウンセリング 等支援

上限1人5,000円/回
(上限10回)

報道対応支援

上限23万円
(上限1回)

転居支援

上限20万円/回
(上限2回)

弁護士相談支援

上限5,000円/回
(上限5回)